

令和6年度情報学研究科研究生（外国人留学生）出願要項

1. 出願資格

情報学研究科の修士課程又は博士後期課程への進学を希望する者であって、かつ以下に掲げる

(1) ①～③、(2) ①～③のいずれかに該当する者、あるいは入学時に該当する見込みの者。

(1) 修士課程進学希望者

- ①大学を卒業した者
- ②学士の学位を有する者
- ③本研究科において前各号に掲げる者と同等以上の学力を有すると認められた者

(2) 博士後期課程進学希望者

- ①大学院修士課程を修了した者
- ②修士の学位を有する者
- ③本研究科において前各号に掲げる者と同等以上の学力を有すると認められた者

注1. 海外（日本を除く全世界）の大学を卒業あるいは学位を取得した者は、本研究科への出願に先立ち、京都大学アドミッション支援オフィスのホームページ（AAO、<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/international/students1/study1/graduate/graduateinfo/ku-ao/index.html/>）へアクセスして資格の確認を行うことが望ましい。本研究科において出願後に資格確認を行う場合、確認に時間を要するため、受入れが間に合わないことがある。

注2. 出願資格（1）③又は（2）③による者は、出願に先立って出願資格審査を行うことが必要なため、速やかに照会先（教務掛）に連絡すること。なお、出願資格審査に必要な書類の提出を求めることがあり、審査には時間を要することがある。

2. 出願手続

出願者は、あらかじめ研究指導を希望する教員の助言を得たうえ、出願書類を情報学研究科教務掛へ提出すること。出願書類を確認後に入学検定料納入方法に関する資料を渡すので、検定料支払い後、入学検定料収納証明書を情報学研究科教務掛へ提出すること。

3. 出願書類

下記の書類のうち、日本語又は英語以外で記されたものについては、日本語又は英語の訳文を添付すること。

① 研究生入学願書	所定の用紙
② 勤務先所属長承諾書	有職者の場合提出（所定の用紙）
③ 最終出身学校の卒業証明書 （又は卒業見込証明書）	出身・在籍大学が作成したものであって、入学年月および卒業（見込み）年月が明記されているもの。 <u>卒業見込証明書を提出した者については、入学手続時に卒業証明書を提出しなければならない。</u>

④ 成績証明書	出身・在籍大学が作成し、 修得科目及び単位（修得見込みを含む）が記載されたもの
⑤ 推薦書（1通）	最終出身大学（卒業見込者は在学大学）の 指導教員※が作成し厳封したもの（1通） 所定の用紙に推薦者の職名を明記して提出すること。 ※ 指導教員に相当する他の教員（アドバイザー等）の推薦書をもって代 えることができる。また、有職者の場合は、現在取り組んでいる研究につい て理解している研究者の推薦書をもって代えることができる。
⑥ 現在までの研究内容	様式随意（詳しく書くこと）
⑦入学後の学修・研究計画	様式随意（詳しく書くこと）
⑧ 安全保障輸出管理に関する 確認書	所定の用紙
⑨ パスポートのコピー	顔写真のあるページのコピーを提出すること。
⑩ 出願に関する助言を受けた 旨の資料	指導を希望する教員とのメールの写し等、助言の有無を確認で きるもの。

4. 検定料

9, 800円（令和6年度） ※「EX-決済」にて支払うこと。

5. 入学時期

入学の時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

6. 在学期間

在学期間は、1年以内（年度当初入学者でない者は、翌年の3月31日まで）とする。なお、特別の事情があるときは、1年以内（通算して2年以内。他研究科での在学期間を含む）に限り延長を認める場合がある。

7. 入学者選考方法及び選考結果の通知

入学者の選考は、書類審査により行い、場合によっては口頭試問を行うことがある。選考の結果は、文書により通知する。

8. 在留資格

合格の通知を受けた者は、『留学（College Student）』の在留資格を取得すること。

9. 入学料及び授業料（令和6年度）

入学料 84, 600円（予定）※入学時に改定されることがあります。

授業料 178, 200円（半期分）

年額356, 400円（月額29, 700円）（予定）

※入学時、在学時に改定されることがあります。

※在籍期間が6か月を超える者の授業料は、分納（前半の6か月分と残りの月数分の2回に分けて納付）することができる。

10. 出願等の照会先

〒606-8501 京都市左京区吉田本町
京都大学大学院情報学研究科教務掛
E-mail : jyoho-kyomu@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

11. その他

- ① 国費及び政府派遣留学生については、別に定めるところによる。
- ② 外国人留学生であっても、最終出身学校が日本の大学または大学院で出願時点に日本国内にいる者（短期滞在者除く）については、原則として、国内募集に出願すること。
- ③ 「卒業見込」の資格で入学を許可された者については入学手続き時に「卒業証明書」を提出すること。（提出の無い者については入学が認められない）
- ④ 入学に際しては、できるだけ入学月の1週間前までに来学し、教務掛まで出向き、入学手続を行うこと。
- ⑤ 研究生は、入学料の納付をもって入学が許可される。入学料は、入学月の前月の大学が指定する期日までに納めなければならない。
- ⑥ 納付済の検定料、入学料、授業料はいかなる理由があっても返還しない。
- ⑦ 授業料を納めない者は除籍する。
- ⑧ 一時帰国する場合は、事前に指導教員及び教務掛へ連絡すること。
- ⑨ 入学後に大学が実施する健康診断を必ず受検すること。